

令和 2 年 6 月 23 日現在

機関番号：15301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05646・19K20851

研究課題名(和文)現代フランス法におけるayant cause概念の展開とその意義

研究課題名(英文)Research on the notion of ayant cause in the contemporary french law

研究代表者

嶋津 元 (SHIMAZU, Gen)

岡山大学・社会文化科学研究科・講師

研究者番号：70823392

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,350,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、フランス法におけるayant cause概念の意義を探求するものである。同概念は、権利義務の譲受人を意味する承継人概念と同一視されることが多い。しかし、債務者から何の権利義務の譲り受けも受けていない一般債権者が債務者のayant causeとされるなど、両概念は別個のものである。一般債権者は債務者の資産から債権を回収する。従って、債務者が資産に関して行った行為について利害関係を有する。この利害関係は一見すると事実的なものに過ぎないが、フランス法はこの関係性を法的なものとして掬い上げる点に特徴がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フランス法におけるayant cause概念は、特に時効援用権者の範囲画定基準を検討する際に重要な意義を果たす。

例えば旧民法において、時効が完成した当事者のayant causeは、当該当事者に代わって時効を援用することができる(証拠編97条1項)。この規定は現在の民法においては失われてしまったがその影響は未だ残存している。従って、ayant cause概念は重要な参照軸となるだろう。

研究成果の概要(英文):This research aims to clarify the meaning of the french-concept "ayant cause". There seems to be a confusion between the concept of ayant cause and that of successor. For example, a creditor doesn't receive any rights nor obligation from the debtor. But in french law, the creditor is regarded as ayant cause of the debtor. Whether the creditor can be satisfied depends on acts of the debtor on the patrimoine. The relations of that kind of interest may not seem to be a legal relations. But in French law, they are conceived as legal relations.

研究分野：民法

キーワード：ayant cause 承継人

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究開始時の研究の背景として、20世紀フランス法における *ayant cause* 概念の意義を明確にしたいということがあった。というのも、これまでの報告者の研究は19世紀フランス法における *ayant cause* 概念の意義を検討するとどまっており、20世紀以降の同概念の展開について追跡することが課題として残されていたのである。

また、*ayant cause* 概念の意義を明らかにすることは、民法学における重要課題であるところの、時効援用権者の範囲画定基準の定式化という問題に寄与するものである。というのも、旧民法においては、時効が完成した当事者の *ayant cause* は、当該当事者に代わって時効を援用することができることとされていたからである。つまり、旧民法証拠編97条1項は、「時効ヲ援用スルニ利益ヲ有スル当事者ノ総テノ承継人ハ或ハ原告ト為リ或ハ被告ト為リ其当事者ノ権ニ基ツキテ時効ヲ援用スルコトヲ得」と規定し、同条2項においては「債権者ハ財産編第三百三十九条ニ從ヒテ右ト同一ノ権利ヲ有ス」と規定していた。そして、当該条文の原案であるところのポアソナード草案1434条において「承継人」に対応する語こそが“*ayant cause*”という語なのである。つまり、草案1434条1項、「時効援用に利益を持つ当事者の *ayant cause* は、それが一般的であるか特定のであるかに関わらず、原告となり或いは被告となり、当事者の立場に立ち (*de son chef*)、そして当事者に代わって (*à son défaut*) 時効を援用することができる」と定めており、同2項は、一般債権者の時効援用権が債権者代位権に基づくこと、及び、その時効援用権が上記1項の権利と同じであることを明記していたのである。

もっとも、このように旧民法の条文とその草案とを対比させてみると、*ayant cause* 概念とは承継人概念のことであって、特に探求するに値しないと思われるかもしれない。しかし、旧民法起草者であるポアソナードは、債務者から何らの権利義務をも譲り受けていない一般債権者について、債務者の *ayant cause* であるという理解を示している。つまり、権利義務の譲受人を意味するところの承継人概念と、旧民法の草案で用いられていた *ayant cause* 概念とは異なる概念なのではないかという疑問が浮上することになる。

この点について、ポアソナードの生きた19世紀フランス法において、*ayant cause* 概念とは、ある者Aが他人Bの行為に依存しているところの利害関係を法的な関係性として掬い上げて、その利害をBに尊重させるための「特権」をAに与える、という仕組みを内包する概念として理解されていたのである。そして、当該Aの「特権」の一つとして、Bの権利を代位行使しうる権利が観念されていたのである。

一般債権者について言えば、最終的には債務者の持つすべての財産(資産、*patrimoine*)を換価し、その代金から債権の満足を受け得るという地位にある。従って債務者が資産に関してどのような行動をとるかによって、一般債権者の利害は左右されることになる。この関係性は一見すると事実的な関係性に過ぎないように思われるかもしれない。しかし、フランス法においてはこの依存関係が根拠となって、一般債権者が債務者の *ayant cause* であると説かれるのである。そして、そのような一般債権者の利害を債務者に尊重させる手段として、債権者代位権や詐害行為取消権が位置づけられている。一般債権者が債権者代位権によって債務者の時効援用権を代位行使し得るということは、上記理解の一面である。

ある者の *ayant cause* に該当するとされる者は、一般債権者に限られるわけではない。消滅時効との関係では主債務者に対する保証人や連帯債務者に対する他の連帯債務者がそうであり、取得時効で言えば占有者から抵当権などの設定を受けた者が挙げられる。これらの者は、直接当事者の時効に依存する利害を有しており、直接当事者に自己の利益を尊重させるべく、直接当事者の時効援用権を代位行使しうると説明されるのである。

2. 研究の目的

上記のような背景・動機から、報告者は、主債務者の *ayant cause* とされていたところの保証人が主債務の消滅時効に関して有するとされる時効援用権の理論構成を明らかにすることを目的として設定した。何故ならば、19世紀フランス法において保証人は主債務者の *ayant cause* として位置づけられており、それ故に主債務の消滅時効の援用権を持つとされていたものの、その法的構造を明確にするための概念枠組みが十分でなかったと考えられるからである。つまり、19世紀フランス法、特に19世紀後半のフランス法においては、保証人は主債務の消滅時効を主債務者に代わって援用するのではない、という点についてコンセンサスが形成されつつあったと考えられるが、その援用権の法律構成や理論構成それ自体が明確にされていなかったのである。主債務者の *ayant cause* としての保証人がどのような権利に基づいて主債務の消滅時効を援用することができるのかが明らかになれば、*ayant cause* 概念それ自体を更に明確にするための重要な手掛かりが得られよう。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成すべく、報告者は、フランス法における第三者故障の申立て (*tierce opposition*) の理論構成を探求することとした。というのも、19世紀フランス法において、保証人は主債務の消滅時効を援用する際に、第三者故障の申立てを用いることができるとされていたからである。例えば、主債務者が債権者からの請求に対して時効を援用せず、或いは時効を放棄して敗訴してしまった場合に、保証人は第三者故障の申立てを提起して、当該主債務者の敗訴判決の取消しを求め得るという理解が示されていたのである。

この第三者故障の申立てとは、他人間の判決が自己の権利を害するような場合に、当該判決の取消し等を求めることができる制度である。時効援用の局面について言えば、主債務者が債権者からの訴求に対して消滅時効を援用せず敗訴したような場合、保証人は第三者故障の申立てを提起し、その中で主債務の消滅時効を援用することができることとされていたのである。

もっとも、2. で述べたこととも関連するが、保証人が第三者故障の申立てによって主債務における消滅時効を援用することができるということの意義が、19 世紀の段階では十分に明確にされていなかったのである。なぜなら、フランス民法 1351 条（当時）は、判決の効力（既判事項の権威：autorité de la chose jugée）が訴訟当事者にしか及ばない旨を規定しており、主債務者が時効を援用せずに債権者からの訴求に敗訴したとしても、何故そのことが保証人の不利益となるのかが不明確であったのである。

この第三者故障の申立ての理論構成の問題については、20 世紀フランス法において大きな理論的進歩がみられる。そこで、報告者は、20 世紀フランス法における第三者故障の申立ての理論構成に関する議論を追跡することで、保証人の時効援用権の理論構成、ひいては ayant cause 概念の意義を探求することにした。

4. 研究成果

本研究の結果、第三者故障の申立ての理論構成の基礎として、ある権利義務の存在は誰に対しても存在するものとして通用するという考え方がフランス法において大きな役割を果たしていることが明らかになった。これこそが opposabilité 概念であり、判決によって権利義務が認められたということについても opposabilité があるとされるのである。つまり、判決によってある権利や義務が認められたということは、訴訟当事者だけでなく、すべての者がそのようなものとして尊重しなければならないとされるのである。そうであるからこそ、判決は訴訟当事者を超えて、第三者の権利義務を害する可能性があるのである。

保証人と主債務者との関係性について言えば、主債務者が主債務の消滅時効を援用せずに債権者に敗訴した場合、当該判決は主債務の存在を認定したことになる。そのことは、主債務者だけでなく保証人も尊重しなければならない。保証人は主債務者の主債務の履行を保証している以上、主債務の存在を尊重しなければならないということは大きな不利益となる。そこで保証人は当該判決を第三者故障の申立てによって攻撃する必要に迫られるのである。

さて、第三者故障の申立てのメカニズムが明らかになったことで、本研究の目的であるところの ayant cause 概念の意義の探求という目標に対して、次のような成果を得ることができた。つまり、保証人は主債務者の ayant cause であるからこそ主債務における消滅時効を援用することができることとされていたのであった。そして、その根拠は、主債務の存在を保証人が尊重しなければならないという前提（つまり opposabilité という考え方ないし法学的前提）によって、保証人が不利益を受けるからなのであった。そうすると、保証人が主債務者の ayant cause であるという判断を支えているのは、保証人が主債務者による主債務の履行を保証しているという点で、保証人が主債務者に依存する利害を有しているという関係性それ自体である。このような依存関係は、一見すると事実的な関係性に過ぎないとも見えるが、これを法的な関係性として掬い上げるといふ点に、フランス法の大きな特徴が見いだされるのである。

たしかに、この opposabilité に類似する考え方が日本法においても示されていないわけではない。例えば、ある実体的法律関係は、他の利害関係人全てに対してそのような法律関係として認識されるべきであるというのが実体法秩序の暗黙の原則の筈であると説く見解も存在する（松久三四彦「民法一四八条の意味」金沢法学 31 巻 2 号（1989 年）42、43 頁）。この見解に照らすと、主債務の存在は保証人を含むあらゆる第三者ないし利害関係人に対して存在するものとして受け止められることとなる。そして、保証人が主債務の時効を援用した場合には、主債務の時効消滅という効果が同じく対世的に生じ、保証債務の附従性によって保証債務が消滅することになる。他方で、このような見解に対しては、果たして主債務の存在ないし変動が、誰に対しても存在ないし変動すると考える必要があるのか、という批判も存在する。特に、主債務者と債権者との関係について言えば、保証人が時効を援用することによって主債務の時効消滅という効果が生じるのは、あくまで保証債務の消滅という帰結を導くための論理的前提に過ぎないのではないかという指摘もなされている（森田宏樹「時効援用権者の範囲画定基準（一）」法曹時報 54 巻 6 号 1 頁、特に 38、39、42 頁）。また、判決によって権利義務が認められたということにつきフランス法においては opposabilité が観念されているのに対して、日本法においては判決の効力（既判力）は当事者のみに及ぶのが原則である（民事訴訟法 115 条 1 項 1 号）。以上の諸点に照らして考えると、果たして現在の日本法における理解において、フランス法における opposabilité に相当する考え方が存在しているのかどうか、微妙な状況にあると考えられる。

上記のような本研究の成果は、次の点で意義を有すると考えられる。確かに、フランス法における第三者故障の申立ての制度や opposabilité 概念については既に研究の蓄積がみられるところである。しかし、前者については訴訟法学的な関心に基づくものであり、その実体法的な意義についての研究が求められていたところである。後者については、日本法とフランス法との間の法学的前提の差異にまで遡る論点であることが、十分に明らかにされていたとは言い難い状況にあった。本研究は、フランスの訴訟法における独特な制度であるところの第三者故障の申立ての理論構成に着目して保証人の時効援用権という実体法的な権利の理論構成を検討し、そして、

一見すると事実的な利益の依存関係を法的な関係性として掬い上げるための概念こそが *ayant cause* 概念であるということを明らかにし、以って日本法とフランス法との間の法学的前提の差異を明確にしようとしたものであり、これらの点において多少なりとも貢献することができたのではないかと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 嶋津 元	4. 巻 137
2. 論文標題 時効援用権の理論構成に関する比較法的検討 フランス法における ayant cause 概念の意義に照らして (一)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 196-263
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋津 元	4. 巻 137
2. 論文標題 時効援用権の理論構成に関する比較法的検討 フランス法における ayant cause 概念の意義に照らして (二)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 577-637
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋津 元	4. 巻 137
2. 論文標題 時効援用権の理論構成に関する比較法的検討 フランス法における ayant cause 概念の意義に照らして (三)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋津 元	4. 巻 137
2. 論文標題 時効援用権の理論構成に関する比較法的検討 フランス法における ayant cause 概念の意義に照らして (四・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 嶋津 元
2. 発表標題 時効を援用し得る権利の理論構成に関する比較法的検討 フランス法におけるayant cause概念の意義に照らして
3. 学会等名 中四国法政学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----